

(リフォームされる方)

ぎふの木で家づくり支援事業

構造材・準構造材・内装材に岐阜県産材を使用した方に対して助成します！

- 県内リノベーションタイプ
- 県内改修タイプ

Q & A

制度に関するご質問と回答・・・・・・・・・・1

- 事業の説明
- 対象とする木材について
- 内装材の使用要件について
- 申込から補助金交付までの手続きについて
- その他

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

令和8年度版

岐阜県林政部県産材流通課

【制度に関するご質問と回答】

【事業の説明】

Q1 ぎふの木で家づくり支援事業（県内リノベーションタイプ・県内改修タイプ）はどのような事業なのでしょう？

住宅建築における県産材の利用を拡大することを目的として、県内の住宅やマンション等のリノベーションや改修工事において、構造材に「ぎふ性能表示材又はぎふ証明材かつJAS製品（以下「性能表示材等」という）、準構造材・内装材に「ぎふ証明材」又は「性能表示材等」を一定量以上使用した建築主に対し、岐阜県から補助金を交付する事業です。

県内へ移住定住する方への支援についても行っています。

※新築住宅への助成も行っています。（詳細は、別冊の県内・県外新築タイプQ&Aを参考にしてください）

Q2 どんな人が対象になるのでしょうか？

下記の条件をすべて満たす住宅の施主が補助の対象となります。

※住宅の工事完了日から起算して90日以内に交付申請を行う必要があります。詳細はQ20をご確認ください。

■県内リノベーション・改修タイプ

- ・構造材、準構造材及び内装材に対する県の他の補助金、利子補給を受けない住宅
 - ※「岐阜県住宅リフォーム支援事業費補助金」を併せて受ける場合は、当該補助金の補助対象経費から、ぎふの木で家づくり支援事業費補助金の額を減額する必要があります
 - ※岐阜県空き家総合整備事業費補助金を活用して実施される市町村の空き家の改修に係る補助金を併せて受ける場合は、当該補助金の補助対象経費から、ぎふの木で家づくり支援事業費補助金の補助対象経費を減額する必要があります
- ・岐阜県の、自ら又は家族が居住する住宅
- ・県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有する「ぎふの木で家づくり協力工務店」、又は当事業実施後に「ぎふの木で家づくり協力工務店」の認定を受ける施工工務店等が施工する住宅
- ・補助のタイプごとに定められた県産材使用要件を満たす住宅

Q3 県産材使用要件は何でしょうか？

■県内リノベーションタイプ

○構造材・準構造材使用要件

構造材に「ぎふ性能表示材」又は「ぎふ証明材かつJAS製品」を使用、もしくは準構造材に「ぎふ証明材」又は「性能表示材等」を使用してリノベーションを行うこと。

○構造材要件に加え、内装に県産材を使用する場合

内装材に「ぎふ証明材」又は「性能表示材等」を使用すること。

■県内改修タイプ

○内装材使用要件

「ぎふ証明材」又は「性能表示材等」を内装材に20㎡以上使用して内装木質化を行うこと。

補助要件の対象となっている部材

【構造材】土台、束、大引き、柱、梁、桁、胴差し、母屋、棟木、隅木、方づえ、火打ち

【準構造材】間柱、筋かい

【内装材】住宅内部の床面、壁面及び天井面に内装仕上げとして使用される部材（床板、壁板、天井板、塗り壁材等）（造り付けの棚・家具類を除く）（参考資料4）

Q4 補助金の額はいくらかでしょうか？

■県内リノベーションタイプ（最大16万円） 《※併用あり（最大8万8千円）》

○構造材、準構造材及び内装材の県産材使用量に応じて、①、②、①と②、①と③、②と③又は①と②と③の額を助成

①構造材

「性能表示材等の使用量(㎡)×2万円/㎡

②準構造材

「ぎふ証明材」及び「性能表示材等」の使用量(㎡)×2万円/㎡

③内装材

「ぎふ証明材」及び「性能表示材等」の使用量(㎡)×2千円/㎡

助成額：上限14万円～下限4万円 《※併用あり：上限7万7千円～下限2万2千円》

○内装材の性能表示材等加算（上記に加え、内装材に性能表示材等を使用した場合に加算）

「性能表示材等」の使用量(㎡)×400円/㎡（上限50㎡）

助成額：上限2万円 《※併用あり：上限1万1千円》

■県内改修タイプ（最大16万円） 《※併用あり（最大8万8千円）》

○内装材

「ぎふ証明材」使用面積1㎡あたり2千円（使用量(㎡)×2千円/㎡）

助成額：上限14万円～下限4万円 《※併用あり：上限7万7千円～下限2万2千円》

○内装材の性能表示材等加算（上記に加え、内装材に性能表示材等を使用した場合に加算）

「性能表示材等」の使用量(㎡)×400円/㎡（上限50㎡）

助成額：上限2万円 《※併用あり：上限1万1千円》

◇国補助金等との併用ありの場合

当該補助金とは別に国補助金等を受ける場合（併用あり）は、併用なしの場合の55%の額（上記《》内の額）が補助金額となります。（参考資料⑤ 申請書類の記載例参照）

Q 5 店舗併用住宅は対象になりますか？

店舗併用住宅の場合、居住部分の内装材使用量が県産材使用要件（Q3）を満たしている場合、補助の対象となります。内装材使用量の算定方法は下記のとおりです。

○居住部分に使用した内装材使用量を納品書から算定します。納品書から算定が困難な場合は、内装材総使用量を、建物全体の内装木質化面積に占める居住部分の内装木質化面積で案分します。

【対象とする木材について】

Q 6 ぎふ証明材とはどのような木材なのでしょうか？

「ぎふ証明材」とは、岐阜県が推進する「岐阜証明材推進制度」（参考資料1）により、合法性の証明された県産材をいいます。

「ぎふ証明材」を取り扱う登録事業者は、県産材流通課のホームページで確認することができます。（→ 『岐阜証明材推進制度』で検索）

Q 7 ぎふ性能表示材とはどのような木材なのでしょうか？

「ぎふ性能表示材」とは、JAS制度に準じて岐阜県が定めた、乾燥度合い、強度、寸法などの測定・表示基準を満たしたぎふ証明材です。（参考資料2）

岐阜県では、安心・安全な家づくりのために、品質・性能が確かな木材製品（ぎふ性能表示材）の使用を推進しています。

Q 8 JAS（日本農林規格）製品とは？

「日本農林規格等に関する法律」（JAS法）に基づく「日本農林規格（JAS（ジャス）」）として、製材、集成材、合板、フローリング、CLT（直交集成板）等の規格が定められており、JAS制度では、登録認証機関から製造施設や品質管理及び製品検査の体制等が十分であると認証された者（認証事業者）が、自らの製品にJASマークを付けることができるとされています。

◎「JAS制度の概要」についてはこちら→『<http://www.jlira.jp/jas.html>』

◎「JAS認定工場名簿」についてはこちら→『<http://www.jlira.jp/data/factory.html>』

この事業で対象となるJAS製品は、製材、集成材のうち下表の製品です。

| 部材名 | JAS製品の区分 |
|------------------------|------------------------------|
| 構造材（横架材） ※準構造材を含む | 機械等級区分構造用製材、構造用集成材 |
| 構造材（横架材以外） ※準構造材を含む | 機械等級区分構造用製材、人工乾燥構造用製材、構造用集成材 |
| 内装材 | 人工乾燥造作用製材、造作用集成材 |

Q 9 県産材ですが合法性が証明されているかどうか分からない木材がありますが、対象になりますか？

県産材であっても「ぎふ証明材」（合法性の証明された県産材）又は「ぎふ性能表示材」であることを確認できる資料がなければ対象となりません。（Q6・Q7参照）

Q 10 使用する木材が「性能表示材等」であるかどうかの確認はどうすればよいでしょうか？

■「ぎふ性能表示材」は・・・

「岐阜証明材推進制度」により、県に登録した推進事業者が発行する出荷伝票や納品書等に「ぎふ性能表示材」と記載されているため、確認することができます。

※認定工場とセンター会員工場は、ぎふ性能表示材認証センターのホームページで確認することができます。

（→ 『ぎふ性能表示材』で検索 <http://www.g-ninsho.com/> ）

■「JAS製品」は・・・

製材工場の出荷証明書等により確認することになります。また、併せて「ぎふ証明材」であることを確認できる資料が必要です。

※JASの出荷証明書等に「ぎふ証明材」であることを明記していただいてもかまいません。（Q8参照）

【内装材の使用要件について】

Q 11 内装材使用面積の計算はどうすればよいでしょうか？

工務店・建築士等が作成する図面を参考に、補助の対象となる内装仕上げ材の納品量から内装材使用面積を計算してください。

■床を内装木質化したときの例

（例）床材（18mm×20cm×3.0m）を100枚使用した場合
（1枚当たりの単面積）×（枚数）＝（内装木質化面積）
（0.2×3）㎡×100枚＝60㎡

※「内装木質化した箇所が分かる図面」を併せて添付してください。（Q12参照）

■納品量と実際に内装に使用した量が異なる場合

実際に使用した数量で内装材使用面積を計算してください。

（例）天井板を60枚仕入れて、50枚のみ住宅内部使用した場合
→天井板50枚で内装材使用面積を計算

※実際使用した数量がわかるよう、納品書にメモ書き等でわかるようにしてください。

Q 1 2 「内装木質化した箇所が分かる図面」とはどのようなものでしょうか？

「内装木質化した箇所が分かる図面」とは、平面図や展開図等に内装木質化を行った箇所を色付けしたものです。展開図等がなければ、手書きの図面や写真に色付けしたのも認めます。なお、寸法、面積計算式を記載してください。（参考資料3参照）

※原則、内装木質化を行ったすべての箇所を明記してください。壁板・収納（押入れ）の場合は、展開図だけでなく、平面図にも明記してください。

※内装木質化面積が上限の70㎡を超える分に関しては、壁板・収納（押入れ）の展開図を省略できます。ただし、添付した図面のみで70㎡を超えている面積計算式を記載するとともに、平面図に内装木質化を行った箇所を明記してください。

Q 1 3 「性能表示材等」使用加算を申請したいのですが、必要な書類などを教えてください。

下記の書類を追加で提出いただく必要があります。

- ・内装木質化した箇所を記す平面図等に、「性能表示材等」を使用した箇所がわかるように色分けして明示したもの。
- ・「性能表示材等」の使用が確認できる出荷伝票や納品書等の写し（Q10参照）

Q 1 4 板材の厚さに条件はあるのでしょうか？

対象とする部材の厚さは概ね10mm以上とします。また、合板等の複合材の場合は、表面に概ね3mm以上の厚さの「ぎふ証明材」が現れていれば対象とします。

Q 1 5 収納（押入れ）の内装も対象になるのでしょうか？

居住スペースと同様に床板、壁板、天井板が対象となります。

Q 1 6 窓枠、階段の部分は対象となりますか？

窓枠は対象とします。

階段は、水平部分（踏み板）及び垂直部分（蹴上板）の面積を対象とします。

（参考資料4の写真③④）

Q 1 7 造り付けの棚や家具も対象になるのでしょうか？

造り付けの棚、家具類は対象としません。

Q 1 8 塗り壁材やストランドボードは対象になるのでしょうか？

主原料に「ぎふ証明材」を使用した製品であれば対象とします。

その場合、ぎふ証明材が主原料であることがわかるカタログ・チラシ等のコピーを添付していただくことがあります。

Q19 天井板と続きになっている軒裏は対象になりませんか？

住宅の内部（居住スペース）に使用した内装仕上げ材を対象としているため、軒裏は対象としません。内装以外に使用した部材が納品書に含まれている場合は除いて計算してください。

【申込から補助金交付までの手続きについて】

Q20 交付申請受付期間はいつからいつまででしょうか？

「交付申請」は、住宅の工事完了日から起算して90日以内に行う必要があります。受付期間は『当該年度の4月15日（閉庁日の場合はその直後の開庁日）～1月31日（閉庁日の場合はその直後の開庁日）まで』です。

令和8年度の「交付申請書」申請受付期間
令和8年4月15日（水）～令和9年2月1日（月）

※工事完了日の定義について

- ・完了検査（建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項）が必要な住宅については、検査済証交付日とします。
- ・完了検査が不要な住宅については、施工工務店等が作成する工事完了日を明記する書類に記載する工事完了日とします。（例：工事完了報告書（様式第6号）、工事完了引渡証明書等）

※工事完了日から起算して90日目が開庁日（土日祝日）の場合

閉庁日の『直前の開庁日』を申請受付期限とします。

（例）工事完了日：令和8年4月28日（火）→90日目：令和8年7月26日（日）
⇒申請受付期限：令和7年7月24日（金）

Q21 添付資料に通帳等の写しとあるが、ネットバンキングの場合どうしたらよいのでしょうか？

ネットバンキングの場合、通帳等の写しと同様に、銀行名（支店名）、名義人名「カタカナ」、口座番号等が分かる口座情報ページを印刷して提出してください。

Q22 申請書類はどこに提出すればよいでしょうか？

住宅のリノベーション又は改修場所によって、「交付申請書」の受付機関が異なります。
必要な申請書類は県のHP（「ぎふの木で家づくり」で検索）に掲載しています。

【受付機関】

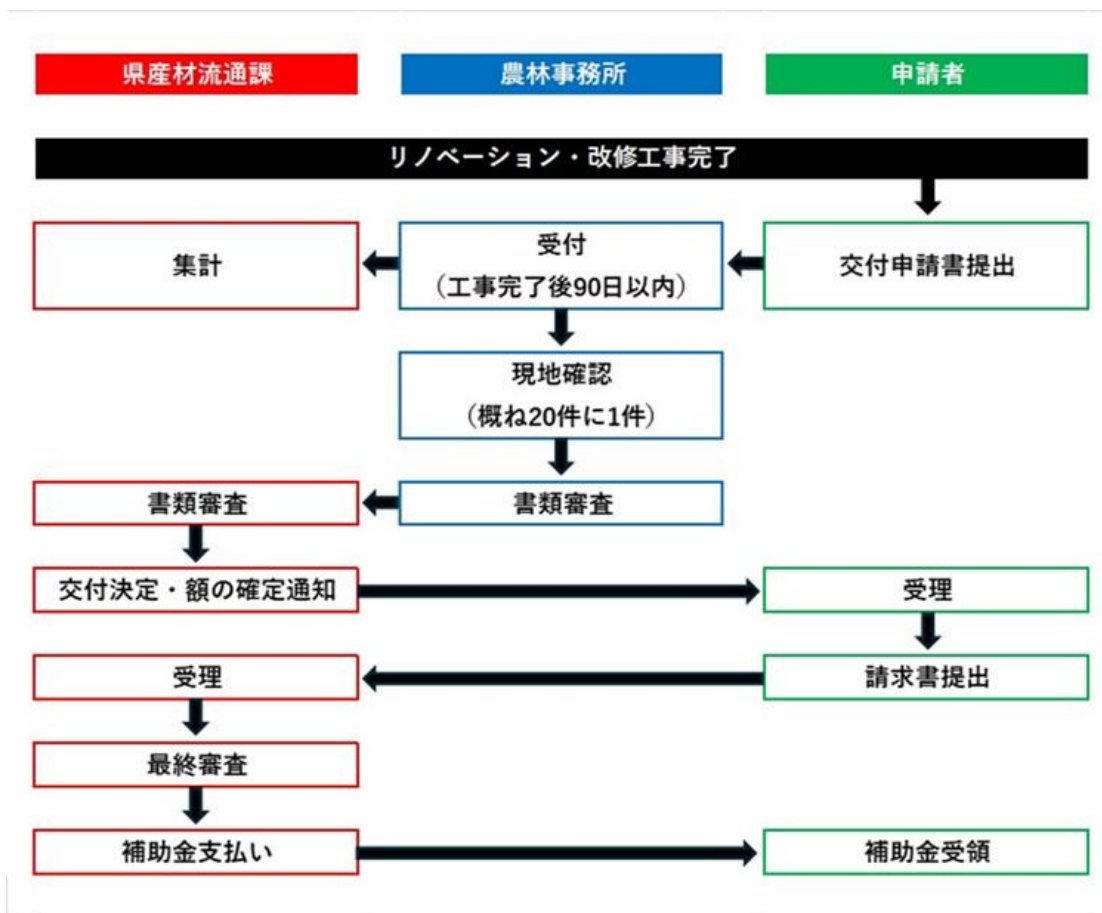
| 建築する場所 | 受付機関 | 連絡先 |
|--|----------------|--|
| 岐阜市、羽島市、各務原市、 山県市、瑞穂市、本巣市、 北方町、岐南町、笠松町 | 岐阜農林事務所 林業課 | 〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館内 TEL 058-214-7408 FAX 058-215-7034 |
| 大垣市、海津市、養老町、 垂井町、関ヶ原町、神戸町、 安八町、輪之内町 | 西濃農林事務所 林業課 | 〒503-0838 大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎内 TEL 0584-73-1111 FAX 0584-73-8606 |
| 揖斐川町、大野町、池田町 | 揖斐農林事務所 林業課 | 〒501-0603 揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎内 TEL 0585-23-1111 FAX 0585-22-6725 |
| 関市、美濃市 | 中濃農林事務所 林業課 | 〒501-3756 美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎内 TEL 0575-33-4011 FAX 0575-33-4060 |
| 郡上市 | 郡上農林事務所 林業課 | 〒501-4292 郡上市八幡町初音1727-2 郡上総合庁舎内 TEL 0575-67-1111 FAX 0575-67-0961 |
| 美濃加茂市、可児市、 坂祝町富加町、川辺町、 七宗町、八百津町、白川町、 東白川村、御嵩町 | 可茂農林事務所 林業課 | 〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井字大脇2610-1 可茂総合庁舎内 TEL 0574-25-3111 FAX 0574-28-5301 |
| 多治見市、瑞浪市、土岐市 | 東濃農林事務所 林業課 | 〒507-8708 多治見市上野町5丁目68-1 東濃西部総合庁舎内 TEL 0572-23-1111 FAX 0572-23-9440 |
| 中津川市、恵那市 | 恵那農林事務所 林業課 | 〒509-7203 恵那市長島町正家1067-71 恵那総合庁舎内 TEL 0573-26-1111 FAX 0573-25-1501 |
| 下呂市 | 下呂農林事務所 林業課 | 〒509-2592 下呂市萩原町羽根2605-1 下呂総合庁舎内 TEL 0576-52-3111 FAX 0576-52-1483 |
| 高山市、飛騨市、白川村 | 飛騨農林事務所 林業課 | 〒506-8688 高山市上岡本町7丁目468 飛騨総合庁舎内 TEL 0577-33-1111 FAX 0577-36-4000 |

Q 2 3 補助の申込みから補助金交付までのおおまかな流れを教えてください。

大まかな流れは下記のフロー図のとおりになります。

※交付申請受付から補助金の振り込みまで4カ月程度かかります。

【フロー図】



Q 2 4 現地確認の日程はどのように決まるのでしょうか？

補助金の「交付申請書」が提出された後、現地確認の対象となった方へは、受付機関から電話連絡し、現地確認日を決定させていただきます。

現地確認の所要時間は30分程度を予定しています。すみやかな確認に御協力願います。

(※注) 確認は土日、祝日及び12月29日～1月3日は実施しません。

Q 2 5 補助住宅としての選定はどのように行われるのでしょうか？

申込みの内容が、補助要件（内装材などの使用面積など）に適合しているものについて、次の方法により選定します。

- ①先着順とします。
- ②募集棟数又は予算の上限に達した日に複数の受付があった場合、同日に受付をしたすべての中から抽選によって補助住宅を選定します。

Q 2 6 補助金の申請に際して、提出した書類に虚偽の事項を記載、その他不正の行為をした場合、どんな処分があるのでしょうか？

補助金の交付を受けることができなくなります。また、補助金の交付を受けている場合は、施主の方から補助金の返還をしていただくことになります。

Q 2 7 補助金交付申請書の内容の訂正はどうすればいいのでしょうか？

助「補助金交付申請書」の訂正については、訂正印、二重線や修正液等を使用しての修正は認められません。訂正があった場合は新しく作成しなおしてください。（参考資料5 申請書類記入例参照）

【その他】

Q 2 8 県産材を使った家づくりの相談や要望はどこにすればいいのでしょうか？

岐阜県では、県産材を活用した木造住宅に関する相談・要望に応えることのできる建築士の方を「木造住宅アドバイザー」、県産材住宅に関する相談に対応できる工務店・設計事務所の営業担当者等を「木造住宅相談員」として認定しています。

詳しくは、県産材流通課のホームページから御覧ください。
(→『岐阜県木造住宅アドバイザー』『岐阜県木造住宅相談員』で検索)

Q 2 9 ぎふの木で家づくり協力工務店 について

県産材を使った家づくりに取り組んだ実績のある工務店等を岐阜県が「ぎふの木で家づくり協力工務店」認定していますので、御相談ください。

詳しくは、県産材流通課のホームページから御覧ください。
(→『ぎふの木で家づくり協力工務店』で検索)

【参考資料 1】

岐阜証明材推進制度の概要

目的

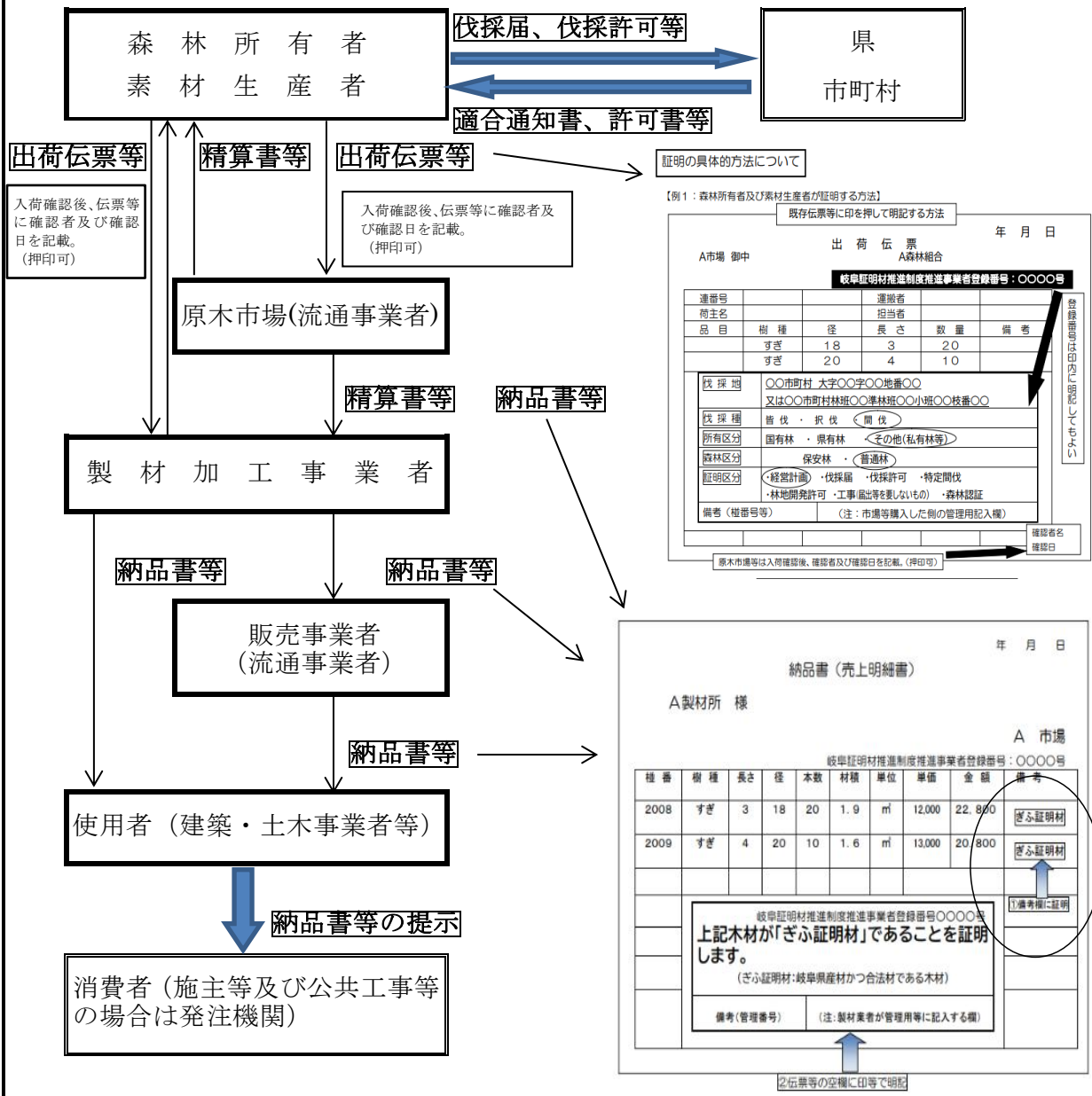
「合法性、生産流通履歴の明確化」及び「消費者が安心できる証明の付与と確認手法の担保」
 岐阜県産材の信頼性の向上による県産材の需要拡大

制度の考え方

生産者から消費者に至るまでの各段階において、販売先に対し、**岐阜県産材であり、合法材である旨（「ぎふ証明材」の明記）**を納品書等に記載し、申し送ることにより消費者が確認できる。

- ・ 県産材：岐阜県に所在する森林から生産された木材
- ・ 合法材：森林法及びその他関係の法令に照らし、適切な手続きで伐採された木材

証明の流れ



【参考資料2】

『ぎふ性能表示材推進制度』の概要

目的

近年、阪神淡路大震災、耐震性能偽装、長期優良住宅の普及などを契機として、住宅の品質や性能に注目が集まり、木材にも乾燥や強度などの性能表示へのニーズが高まっている。

➡ **安全・安心な県産材を供給し、県産材のブランド力向上を図る。**

制度の考え方

以下の3つの方法により検査を受けて出荷された木材製品を、岐阜証明材推進事業者が「ぎふ性能表示材である」旨を納品書等に記載し、申し送ることにより消費者が確認できる。

- ① 認定工場が自ら検査し、等級区分して出荷
- ② ぎふ性能表示材認証センター等の出張検査を受けた製品を、センター会員工場が出荷
- ③ センター会員が認証指定工場へ持ち込み、検査を受けた製品を出荷

※検査内容：含水率、強度(曲げヤング係数)^{※横架材のみ}、寸法、節の有無、曲がり等

※認定工場、認証指定工場になるには、施設面、人材面で一定の要件があります。詳しくは認証センターへお問い合わせください。

証明伝票の例

納品伝票等における証明方法1(製材工場の場合)

平成 年 月 日

納品書

〇社様

△社
岐阜証明材推進制度推進事業者登録番号：〇〇〇〇号
ぎふ性能表示材認証センター認定工場(又はセンター検査番号)：第〇〇〇号

| 樹種 | 品名 | 寸法 | 数量 | 単材積 | 材積 | 単価 | 金額 | 備考 |
|----|----|-------------|----|------|-----|--------|--------|---------------------------------|
| すぎ | 柱 | 120×120×300 | 10 | 0.04 | 0.4 | 45,000 | 18,000 | 新設管理番号〇〇〇〇 ぎふ性能表示材 |
| | | | | | | | | ①備考欄に証明・伝票に応じて各事業者における製品管理番号を記入 |

岐阜証明材推進制度推進事業者登録番号：〇〇〇〇号
ぎふ性能表示材認証センター認定工場(又はセンター検査番号)：第〇〇〇号

上記木材が「ぎふ性能表示材」であることを証明します。

備考(管理番号等) (注：購入した側が管理用等に記入する欄)

②伝票等の空欄に印等で証明

認定工場番号等を明記

① 証明材登録番号に加え、認定工場(認証指定工場)の自主検査等による出荷の場合、その認定工場番号。

② 証明材登録番号に加え、センター等の出張検査による出荷の場合、その検査番号(センターから付与された番号)

「ぎふ性能表示材」を明記

「ぎふ証明材」に換え、「ぎふ性能表示材」と記載する。

購入者等は納品伝票等により「ぎふ性能表示材」を確認できる。

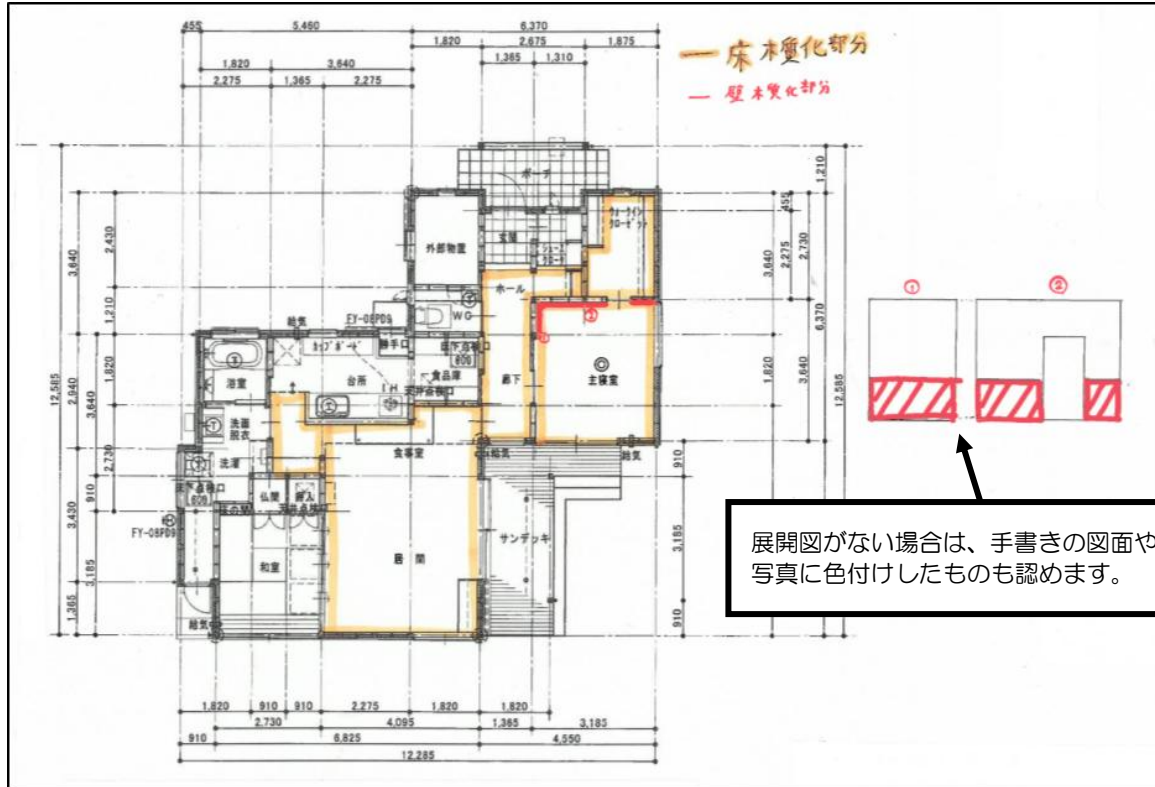
【明記方法(①又は②のいずれかの方法でよい)】
①備考欄に明記：伝票等の備考欄に「ぎふ性能表示材」を明記。
②伝票等の空欄に印等で明記：伝票等の木材が全て性能表示材であれば、空欄に印等を押しつけて明記する方法も可

【参考資料 3】

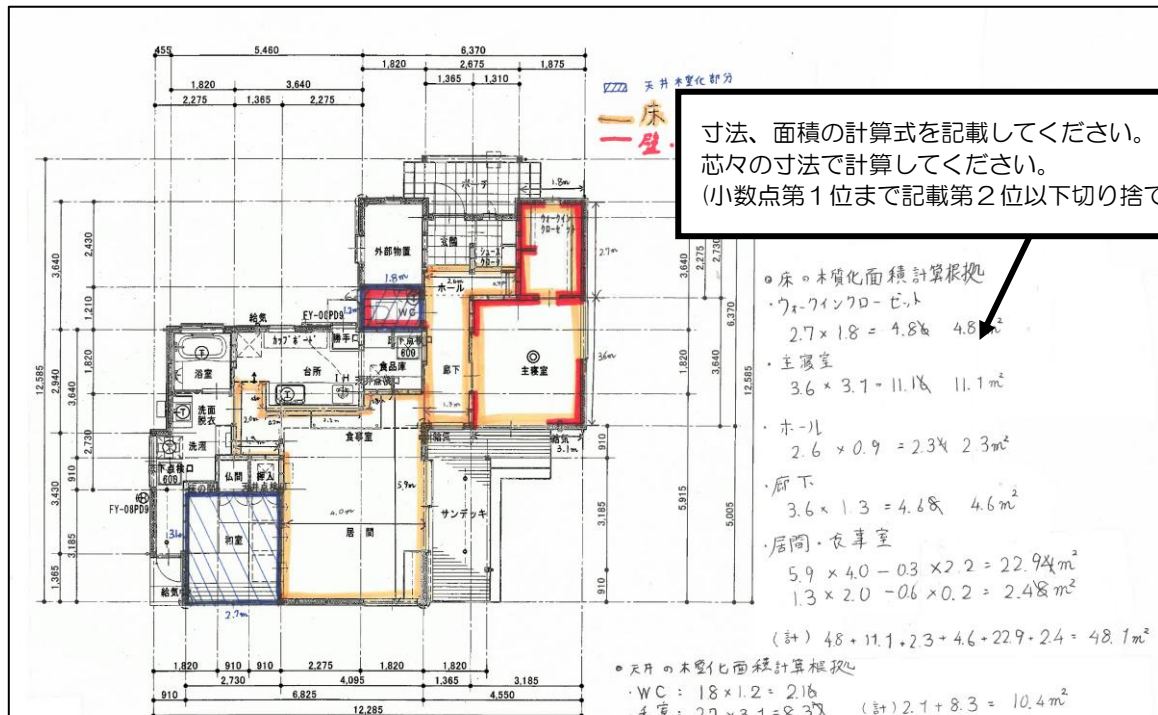
内装木質化した箇所が分かる図面

(例 1) 床・壁の木質化を行った場合 (平面図+展開図)

…床・天井の場合は平面図が、壁の場合は平面図+展開図が必要になります。

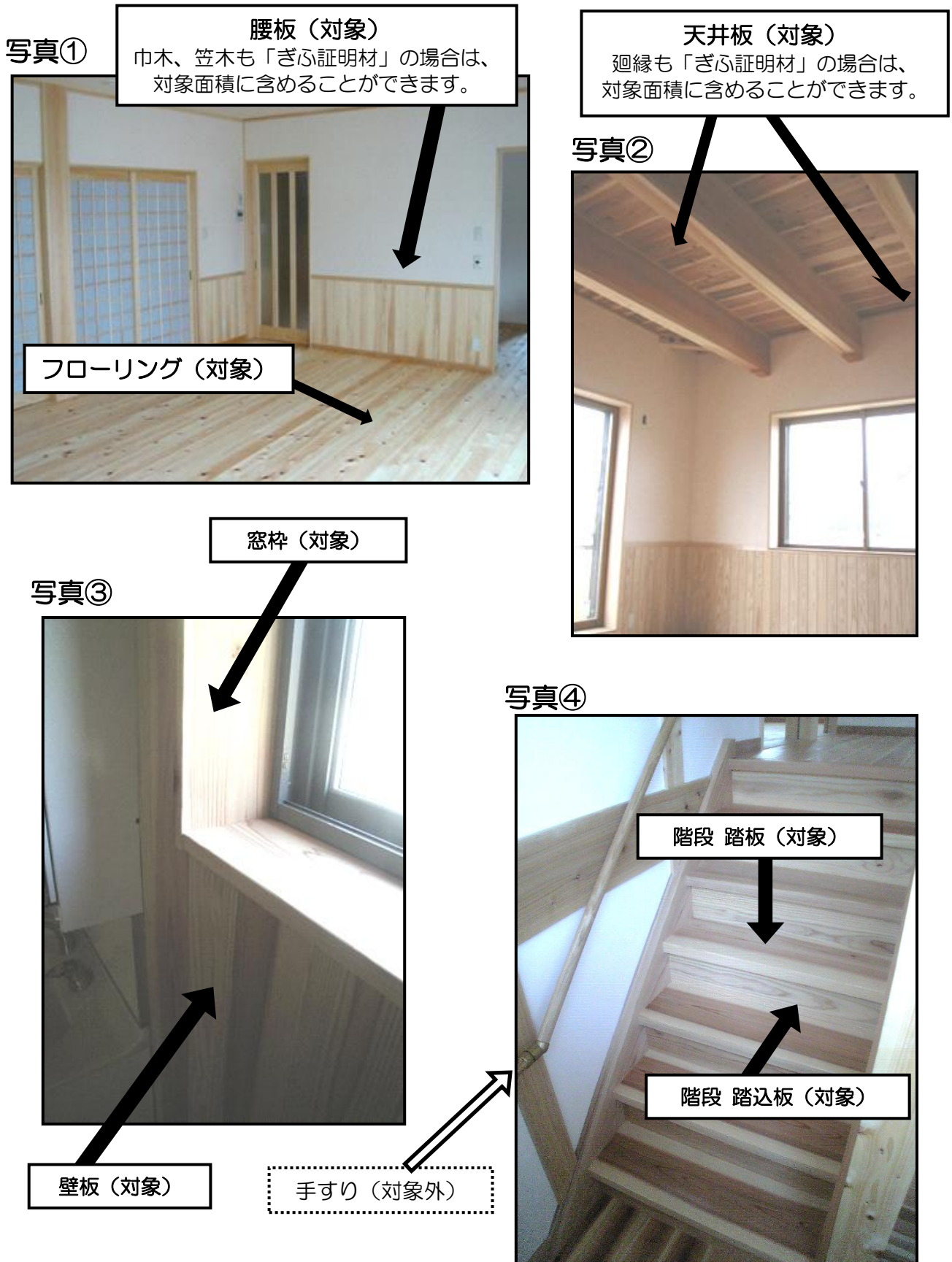


(例 2) 面積計算式の記載例



【参考資料 4】

内装木質化の対象面積とする部分



【参考資料5】申請書類記入例

様式第2号の3 (交付申請書：県内リノベーションタイプ)

訂正印、二重線、修正液等での修正は認められません

記入しない

受付番号

リ

受付年月日

ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅申込書
兼補助金交付申請書 (リノベーション)

申請日： 令和 8 年 8 月 10 日

岐阜県知事 様

【申請者】 千

500-8570

住所

岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号

ふりがな

ぎふ たろう

氏名

岐阜 太郎

連絡先 (電話番号)

058-272-8487

振込先口座の名義と申請者名は原則一致させてください

※連名で申請する必要はありません

※申請者と振込先の口座名義人が異なる場合は委任状が必要です

補助金実施要領 (以下、「要領」という。)

で、下記のとおり申請します。

| | | |
|----------|---|---|
| 1 住宅概要 | 施工場所 | 岐阜県 岐阜 市町村 |
| | | 藪田南5丁目14番53号 |
| | 工事完了日 | 令和 8 年 8 月 8 日 |
| | | <small><工事完了日の定義> 完了検査 (建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項) が必要な建物は、検査済証交付日とします。 完了検査が不要な建物は、工事完了報告書 (様式第6号) 等に記載された工事完了日とします。</small> |
| 住宅の仕様 | <input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> RC造 | |
| | <input type="checkbox"/> その他 () ※該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。 | |
| 工事施工者名 | 県流建設 | |
| ・住所 | 大垣市江崎町422-3 | |
| ・電話番号 | 0584-73-1111 | |
| (問い合わせ先) | 担当者： 県流 次郎 (TEL： 090-0000-0000) | |

【併用ありの計算の仕方】

⑥+⑦=87,074円

87,074×0.55=47,891

→47,000円

無 (国補助金等)

併用あり

併用なし

※定住枠

申し込む

※工事完了時に県外に居住、又は申込年度の4月1日から遡り3年前の4月1日以降に県外から県内に転入した場合、申し込み可能

補助金申請額

※併用なし (⑥+⑦)

※併用あり (⑥+⑦)×0.55

47,000 円

※1,000円未満切り捨て

【内訳】当補助金の交付を受けようとする県産材使用量を記載し、補助金申請額を計算してください。

①③の数量は小数点以下第4位まで表示 (第5位以下四捨五入)

②④⑥の数量は小数点以下第1位まで表示 (第2位以下切り捨て)

金額は1円未満切り捨て

2 申請内容

「木材使用量
計算書」から転記

「内装材使用
面積計算書」
から転記

| 項目 | 内容 | 数量・金額 |
|-----------------|---------------------------------|-----------|
| ①構造材 総使用量 | | 1.3932 m3 |
| ②構造材 性能表示材等使用量 | | 0.6912 m3 |
| ③準構造材 ぎふ証明材使用量 | | 0.4205 m3 |
| ④金額 小計②+③ | 1.1117 m3×20,000円/m3 | 22,234 円 |
| ⑤内装材 ぎふ証明材使用面積 | 29.3 m2×2,000円/m2 | 58,600 円 |
| ⑥金額 小計④+⑤ | 補助金上限額140,000円以内の額 | 80,834 円 |
| ⑦内装材 性能表示材等使用面積 | 15.6 m2×400円/m2 ※加算上限20,000円 | 6,240 円 |
| 計 (⑥+⑦) | | 87,074 円 |

| | | | | |
|--|--------------------------|---|-------------------------------------|---|
| 岐阜県住宅リフォーム支援業費補助金の申請 ※有の場合、岐阜県住宅リフォーム支援業費補助金の補助対象経費から、当補助金の額を減額すること) | <input type="checkbox"/> | 有 | <input checked="" type="checkbox"/> | 無 |
| 岐阜県空き家総合整備事業費補助金を活用して実施される市町村の空き家の改修に係る補助金の申請 ※有の場合、岐阜県空き家総合整備事業費補助金を活用して実施される市町村の空き家の改修に係る補助金の補助対象経費から、当補助金の補助対象経費を減額すること) | <input type="checkbox"/> | 有 | <input checked="" type="checkbox"/> | 無 |

3 誓約・同意事項

【誓約事項】補助金申請にあたり、下記の事項を誓約します。

- ・構造材、準構造材及び内装材に対する県の他の補助金又は利子補給と併用しないことを確認し、誓約します。
- ・要領第3条の規定に定められた木材使用量以上県産材を使用することを誓約します。
- ・要領第9条の規定により補助金交付申請後に現地確認の対象となった際は、現地確認立会い等県に全面的に協力することを誓約します。
- ・国補助金等との併用の有無に偽りがなく、また、これに変更があった場合は変更届を提出することを確認し、誓約します。

【同意事項】補助住宅の申請にあたり、下記の事項

- ・本申請により県が入手する個人情報に関し、本補

<申請者>

申請者(施主)が直筆で記載する
誓約・同意事項を必ずお読みの上ご署名ください

署名 岐阜 太郎

4 振込先口座

| 金融機関名 | 預金種別 | 金融機関コード | 店番 | |
|------------------------|---|-------------|-------|--|
| ぎふ森林 銀行 金庫 組合 | ※該当のものを☑する <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 | 0 1 1 1 | 2 2 2 | |
| 県庁 支店 支所 出張所 | () | 口座番号 (右詰記入) | | |
| | | 0 1 2 9 | 8 7 6 | |

氏 名

口座名義人通帳の名義を記入してください。カナの姓と名の間は1文字空け、濁点は1文字として記入してください。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| カナ | キ | " | フ | タ | ロ | ウ | | | | | | | | | | | | | |
| 漢字 | 岐 | 阜 | 太 | 郎 | | | | | | | | | | | | | | | |

【振込先口座記載時の注意事項】

①振込先口座の名義と申請者名は原則一致させてください。
※会社名等事業者の名義の口座には振り込み不可
※申請者名と別の口座に振り込みたい場合や連名で申請する場合は、委任状の提出が必要
(連盟の場合の振込先はどちらか1名の口座を記入すること)

②定期預金口座は、振込先口座に指定しないでください。

③(振込先口座がゆうちょ銀行の場合)「ゆうちょ銀行間の振り込みに使用する記号・番号」ではなく、「ゆうちょ銀行以外の金融機関からゆうちょ銀行へ振り込みをする際に使用する店名・店番・預金種目・口座番号」を記入してください。

訂正印、二重線、修正液等での修正は認められません

記入しない

受付番号

改修

受付年月日

ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅申込書
兼補助金交付申請書 (改修)

申請日： 令和 8 年 5 月 20 日

岐阜県知事 様

【申請者】 〒

500-8570

住所

岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号

ふりがな

ぎふ たろう

氏名

岐阜 太郎

連絡先 (電話番号)

058-272-8487

振込先口座の名義と申請者名は原則一致させてください

※連名で申請する必要はありません

※申請者と振込先の口座名義人が異なる場合は委任状が必要です

補助金実施要領 (以下、「要領」という。)

で、下記のとおり申請します。

| | | | |
|--------|--|--|---|
| 1 住宅概要 | 建築場所 | 岐阜県 岐阜 市町村 | 藪田南5丁目14番53号 |
| | 工事完了日 | 令和 8 年 8 月 8 日 | <small><工事完了日の定義> 完了検査 (建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項) が必要な建物は、検査済証交付日とします。 完了検査が不要な建物は、工事完了報告書 (様式第6号) 等に記載された工事完了日とします。</small> |
| | 住宅の仕様 | <input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> その他 () ※該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。 | |
| | 工事施工者名 | 県流建設 | |
| | ・住所 | 大垣市江崎町422-3 | |
| | ・電話番号 | 0584-73-1111 | |
| | (問い合わせ先) | 担当者： 県流 次郎 (TEL： 090-0000-0000) | |
| 2 申請内容 | 【併用ありの計算の仕方】 ①+②=122,600円 122,600×0.55=67,430 →67,000円 | 有無 (国補助金等) | <input checked="" type="checkbox"/> 併用あり <input type="checkbox"/> 併用なし |
| | | 移住定住枠 | <input type="checkbox"/> 申し込む <small>※工事完了時に県外に居住、又は申込年度の4月1日から遡り3年前の4月1日以降に県外から県内に転入した場合、申し込み可能</small> |
| | | 補助金申請額 | ※併用なし (①+②) ※併用あり (①+②)×0.55 |
| | | 項目 | 内容 数量・金額 |
| | | ①内装材 ぎふ証明材使用面積 | 51.3 m2×2,000円/m2 ※上限140,000円 102,600 円 |
| | ②内装材 性能表示材等使用面積 | 51.3 m2×400円/m2 ※加算上限20,000円 20,000 円 | |
| | 計 (①+②) | 122,600 円 | |
| | 岐阜県住宅リフォーム支援業費補助金の申請 (有の場合、岐阜県住宅リフォーム支援業費補助金の補助対象経費から、当補助金の額を減額すること) | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | |
| | 岐阜県空き家総合整備事業費補助金を活用して実施される市町村の空き家の改修に係る補助金の申請 (有の場合、岐阜県空き家総合整備事業費補助金を活用して実施される市町村の空き家の改修に係る補助金の補助対象経費から、当補助金の補助対象経費を減額すること) | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | |

「内装材使用面積計算書」から転記

3 誓約・同意事項

【誓約事項】補助金申請にあたり、下記の事項を誓約します。

- ・内装材に対する県の他の補助金（ただし、岐阜県住宅リフォーム支援事業補助金及び岐阜県空き家総合整備事業費補助金を活用して実施される市町村の空き家の改修に係る補助金を除く）、又は利子補給とは併用しないことを確認し、誓約します。
- ・要領第9条の規定により補助金交付申請後に現地確認の対象となった際は、現地確認立会い等県に全面的に協力することを誓約します。
- ・国補助金等との併用の有無に偽りがなく、また、これに変更があった場合は変更届を提出することを確認し、誓約します。

【同意事項】補助住宅の申請にあたり、下記の事項

- ・本申請により県が入手する個人情報に関し、本補

<申請者>

署名 **岐阜 太郎**

申請者(施主)が直筆で記載する誓約・同意事項を必ずお読みの上ご署名ください

4 振込先口座

| 金融機関名 | 預金種別 | 金融機関コード | 店番 | |
|-------|---|-------------|-------|--|
| ぎふ森林 | ※該当のものを☑する <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 | 0 1 1 1 | 2 2 2 | |
| 県庁 | <input type="checkbox"/> その他 () | 口座番号 (右詰記入) | | |
| | | 0 1 2 9 | 8 7 6 | |

氏 名

口座名義人通帳の名義を記入してください。カナの姓と名の間は1文字空け、濁点は1文字として記入してください。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| カナ | キ | " | フ | タ | ロ | ウ | | | | | | | | | | | | | | |
| 漢字 | 岐 | 阜 | 太 | 郎 | | | | | | | | | | | | | | | | |

【振込先口座記載時の注意事項】

- ①振込先口座の名義と申請者名は原則一致させてください。
※会社名等事業者の名義の口座には振り込み不可
※申請者名と別の口座に振り込みたい場合や連名で申請する場合は、委任状の提出が必要
(連盟の場合の振込先はどちらか1名の口座を記入すること)
- ②定期預金口座は、振込先口座に指定しないでください。
- ③(振込先口座がゆうちょ銀行の場合)「ゆうちょ銀行間の振り込みに使用する記号・番号」ではなく、「ゆうちょ銀行以外の金融機関からゆうちょ銀行へ振り込みをする際に使用する店名・店番・預金種目・口座番号」を記入してください。

内装材使用面積計算書

| | | |
|--------------------|--|----------------------------------|
| 事業タイプ ※該当するものに☑ | <input type="checkbox"/> 県内新築タイプ | <input type="checkbox"/> 県外新築タイプ |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 県内リノベーションタイプ | |
| 申請者氏名 | 岐阜 太郎 | |

JAS製品の場合以下のJAS区分を選択
 ・機械等級区分
 ・構造用製材 人工乾燥
 ・構造用製材 構造用集成材

| 部材名称 | 樹種 | 規格 | | | 1本あたりの面積 (m ²) | 数量 (本) | 内装材使用面積 | | ぎふ最終証明者会社名・登録番 | 性能表示材等認定工場名・番号又はセンター検査番号 | JAS | 使用箇所 (該当箇所に○) | | |
|--------------|-----|---------|--------|---------|----------------------------|--------|---------------------------------|------|-----------------|--------------------------|-----|---------------|---|----|
| | | 厚さ (mm) | 幅 (mm) | 長さ (mm) | | | うち、性能表示材等加算面積 (m ²) | | | | | 床 | 壁 | 天井 |
| 床板 | スギ | 15 | 300 | 1,800 | 0.54 | 80 | 43.2 | 43.2 | 〇〇産業(株) 第05〇〇〇号 | 〇〇産業(株) 〇〇号 | | ○ | | |
| 壁板 | ヒノキ | 10 | 300 | 900 | 0.27 | 30 | 8.1 | 8.1 | 〇〇産業(株) 第05〇〇〇号 | 〇〇産業(株) 〇〇号 | | | ○ | |
| | | | | | 0.00 | | 0.0 | | | | | | | |
| | | | | | 0.00 | | 0.0 | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | ① | ② | | | | | | |
| | | | | | | | 51.3 | 51.3 | | | | | | |
| うちJAS製品使用量 | | | | | | | | | 0.0 | | | | | |
| うちぎふ性能表示材使用量 | | | | | | | | | 51.3 | | | | | |

「ぎふ証明材」を出荷した最終証明者の「会社名」と「登録番号」を記載

「性能表示材等」を使用した場合「認定工場名」と「認定番号」又は「センター検査番号」を記載

補助の対象となる内装仕上げ材の納品書等の記載面積 ※面積計算根拠(実際に使用した量)でなくてよい

| | |
|------------------|-------------------------|
| ◆補助対象面積計算書 | 補助対象面積(m ²) |
| ①内装材使用面積 | 51.3 |
| ②①のうち、性能表示材等加算面積 | 51.3 |

- 注) 1 県産材の証明となるもの(岐阜証明材推進制度による伝票の写し等)を5年間保管すること
 2 面積は、1本あたりの面積について少数点以下第3位を四捨五入し第2位まで求め、1本あたりの面積に数量(枚)を掛けたものを少数第1位まで記載すること(第2位切り捨て)
 3 部材名・樹種・規格が同じであっても「ぎふ性能表示材」と「JAS製品」を混合して記載しないで、分けて別の行に記載すること
 4 性能表示材等がJAS製品の場合は、性能表示認定工場のJAS欄にJAS製品の区分を記入すること

【参考資料6】 概要書（様式第5号）添付写真

「ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅概要書（様式第5号）」には、下記の写真の添付が必要になります。

県内リノベーションタイプ

- ① 住宅全景写真（工事完了後のもの）：2枚以上
- ② 県産材使用状況が分かる構造材（梁、桁、土台、柱等）及び準構造材（間柱、筋かい）の写真：2枚以上（各1枚以上）
- ③ 内装工事の着手前及び完了後の該当箇所の写真計：4枚以上（各2枚以上）

※該当箇所の着手前後がわかるよう撮影してください。

県内改修タイプ

- ① 住宅全景写真（工事完了後のもの）：2枚以上
- ② 内装工事の着手前及び完了後の該当箇所の写真計：4枚以上（各2枚以上）

※該当箇所の着手前後がわかるよう撮影してください。

■注意事項

- ・住宅全景および住宅内部は、工事完了後に撮影してください。
 - ・県産材使用状況が分かる写真とは、部材が見える段階で撮影してください。
（梁・桁・柱・土台等の木材が確認できる上棟前後）
- ※工事看板、メジャー等は不要です。

■ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅概要書記載例

様式第5号（住宅概要書）

ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅概要書

| | | |
|--------------------|--|----------------------------------|
| 事業タイプ ※該当するものに☑ | <input type="checkbox"/> 県内新築タイプ | <input type="checkbox"/> 県外新築タイプ |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 県内リノベーションタイプ | <input type="checkbox"/> 県内改修タイプ |
| 申請者氏名 | 岐阜 太郎 | |

1 建築（施工）場所

| | | | | |
|----|---|----|-----|--------------|
| 岐阜 | 県 | 岐阜 | 市町村 | 藪田南5丁目14番53号 |
|----|---|----|-----|--------------|

2 添付写真（カラーのもの） ※該当するものに☑

（県内新築タイプ・県外新築タイプ）

| | | | |
|-----|--|------------------------|--------------------------|
| 別添① | 住宅全景写真（工事完了後のもの） | 2枚以上 （別の角度から撮影したもの） | <input type="checkbox"/> |
| 別添② | 内部写真（工事完了後のもの） | 2枚以上 | <input type="checkbox"/> |
| 別添③ | 県産材使用状況がわかる構造材（梁、桁、柱、土台等）の写真 | 計4枚以上 （各1枚以上） | <input type="checkbox"/> |
| 別添⑤ | 内装工事の着手前及び完了後の該当箇所の写真 （内装材の補助を申請する場合） | 計4枚以上 （各2枚以上） | <input type="checkbox"/> |

（県内リノベーションタイプ）

＜県内リノベーションタイプの場合＞
該当するものに☑し、別添①④及び別添⑤
（内装材の補助を申請する場合のみ）の様式に
写真を貼り付けてください

| | | | |
|-----|--|------------------|-------------------------------------|
| 別添① | 住宅全景写真（工事完了後のもの） | 2枚以上 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 別添④ | 県産材使用状況がわかる構造材（梁、桁、柱、土台等）及び準構造材（間柱、筋かい）の写真 | 計2枚以上 （各1枚以上） | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 別添⑤ | 内装工事の着手前及び完了後の該当箇所の写真 （内装材の補助を申請する場合） | 計4枚以上 （各2枚以上） | <input checked="" type="checkbox"/> |

（県内改修タイプ）

＜県内改修タイプの場合＞
全てに☑し、別添①及び別添⑤の様式に
写真を貼り付けてください

| | | | |
|-----|-----------------------|------------------|--------------------------|
| 別添① | 住宅全景写真（工事完了後のもの） | 2枚以上 | <input type="checkbox"/> |
| 別添⑤ | 内装工事の着手前及び完了後の該当箇所の写真 | 計4枚以上 （各2枚以上） | <input type="checkbox"/> |

様式第5号（住宅概要書）別添④

写真で確認できる構造材又は準構造材の名称を記載してください

（県内リノベーションタイプ）

④-1 県産材使用状況がわかる構造材（梁、桁、柱、土台等）及び準構造材（間柱、筋かい）の写真

構造材又は準構造材の名称：

柱



写真で確認できる構造材又は準構造材の名称を記載してください

④-2 県産材使用状況がわかる構造材（梁、桁、柱、土台等）及び準構造材（間柱、筋かい）の写真

構造材又は準構造材の名称：

梁・桁



お問い合わせ先

岐阜県林政部 県産材流通課 木造建築推進室 販路拡大係

電話 058-272-8487 (直通)

FAX 058-278-2705

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 県庁14階

インターネット検索で

ぎふの木で家づくり 検索

クリック

ホームページは
こちらから

